

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第9号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 基金の管理と運用に関する事務

所管所属：市民局

通知を受けた日：令和4年10月7日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1(1)	基金の必要性についての検討を求めたもの 雇用施策推進基金は、大阪市雇用施策推進基金充当事業要綱に基づき、雇用創出及び安定を図る事業に対し充当している。平成24年度の包括外部監査において「数年後に基金が枯渇することが見込まれており、一般財源で予算化して事業を実施すればよいため、廃止を検討すべきである。」との意見が付され、それに対し市民局は「指摘を踏まえ今後廃止を含めた検討を行う。」との見解を示していた。その後の検討状況について確認したところ「寄附金の受け皿として活用する。」とのことであったが、その検討内容や経緯が記録されたものを確認することができなかった。 今回の監査で、平成31年度以降は「しごと情報ひろば総合就労サポート事業」へ基金を充当していることを確認したが、令和2年度末時点の基金残高は約60万円となっている。 基金の財源は寄附金のみであるが近年の寄附金収入は年間約50万円から70万円に対し、基金の減少額は平成30年度から令和元年度で年間約1,000万円、令和2年度が100万円となっており、当年度に収受した寄附金以上の取崩しが続いているため、近い将来に基金が枯渇することが予測される。 寄附金を収受するに当たって基金への積立は必須ではないが、基金を寄附金の受け皿としており、そのあり方や必要性について具体的な検討が図られていなかった。 【指摘事項1】 1. 市民局は、基金の必要性を速やかに検討し、今後も管理基金について適時適切に見直しを図る体制を構築されたい。 2. 市民局は、検討や検証を行ったものについては明文化した上で組織内での共有を図られたい。また、過去の年間寄附収受額と充当対象事業の経費等を確認しながら、基金の必要性を検討した上で、充当対象事業における基金活用の中（長）期計画の策定に取り組まれたい。	・雇用施策推進基金については、基金残高及び今後の収入見込や、本基金の趣旨の達成状況等に鑑み、基金の廃止に向けた具体的な手続きに関するスケジュール及びこれまで受けていた寄附金の収受方法を今年6月末までに策定し、経過や検討内容も含め局長と随時共有した上で明文化した。	措置済	令和4年6月30日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1(2)	基金充当事業及び充当額の考え方についての整理を求めたもの 男女共同参画施策推進基金は、平成4年度から4年間で約34億円を一般会計から繰り入れ、「男女共同参画センター（クレオ大阪）整備事業」「クレオ大阪管理運営業務」「ドメスティック・バイオレンス対策事業（以下「DV対策事業」という。）」等の複数事業へ充当していたが、平成24年度以降は予算編成方針に基づき活用方針を変更し、DV対策事業のみに充当することとなっている。しかし、当時の方針変更の詳細については確認することができなかった。 また、令和2年度の減少額が約580万円、増加額が約260万円で、同年度末残高が約14億7,000万円であることから、今後の活用計画について確認したところ「大きな社会情勢の変化がない限り、現行どおりDV対策事業について最低限の活用とする。」とのことであった。 しかし、その見解に至った経緯についての記録を確認することができなかった。 平成24年度の方針変更後、DV対策事業に対して最低限の充当を基金から行っている実態があるが、毎年度の活用額等と基金残高を鑑みながら、有効な活用に向けて具体的な検討や検証が行われていなかった。 【指摘事項2】 1. 市民局は、基金の活用について、事業への充当額を含め適時適切に見直しを図る体制を構築されたい。 2. 市民局は、毎年度の活用額等と基金残高を鑑みながら、充当事業の決定や基金の負担割合について、中（長）期計画を策定しその検討内容や経緯について明文化した上で組織内での共有を図られたい。	安定した財政基盤のもと計画的かつ総合的に男女共同参画施策を推進するため、平成4年度に男女共同参画施策推進基金を設置して以降、基金を活用し男女共同参画施策を推進する拠点施設の整備や男女共同参画社会の形成に関する各種事業を実施してきた。平成24年度に「基金などの補てん財源に依存するのではなく、収入の範囲内で予算を組むことを原則とする」との予算編成方針の変更後、DV対策事業に充当することとしてきたが、その活用方針について明文化していなかったことから、以下のとおり対応を行った。 【1】 ダイバーシティ推進室において、理事、女性活躍推進担当部長、男女共同参画課長により、基金の活用・見直しについての検討体制を構築した。 【2】 構築した体制により、現在保有している債権の運用期間を見据えた中期活用計画を策定し、これまでの経過や検討内容も含めて明文化した上で組織内での共有を図った。	措置済	令和4年5月27日